

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 嶋 幸一

1 日 時

平成27年8月5日（水） 午前10時03分から
午前11時35分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

嶋幸一、井上伸史、衛藤博昭、元吉俊博、守永信幸、佐々木敏夫

4 欠席した委員の氏名

藤田正道

5 出席した委員外議員の氏名

木田昇、桑原宏史

6 出席した執行部関係の職・氏名

総務部長 島田勝則 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 新たな行財政改革の計画策定について、執行部から報告を受けた。
- (2) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐（総括）	井上薫
政策調査課政策法務班	副主幹	磯崎香織

総務企画委員会次第

日時：平成27年8月5日（水）10:00～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 総務部関係

10:00～

(1) 諸般の報告

①新たな行財政改革の計画策定について

(2) その他

3 協議事項

11:30～

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

嶋委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。元吉委員は、所用のため少しおくれれます。藤田委員は欠席です。

執行部から報告をしたい旨の申し出がありますのでこれを許します。

島田総務部長 冒頭、私から一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は新たな行財政改革の計画について、この常任委員会の方でご説明させていただく機会をいただきましてありがとうございます。

行財政改革につきましては、これまで平成16年に行財政改革プラン、21年に中期行財政運営ビジョン、24年に行財政高度化指針を策定いたしまして、取り組みを着実に進めることによりまして、一定の行財政基盤が整えられてきたというふうに考えております。

行財政高度化指針は、今年度が最終年度となりますが、もとより、行財政改革に終わりはございません。また、新たな長期総合計画をスタートさせるに当たりまして、それを支える行財政基盤の確立も不可欠であります。

また、せんだっての本会議でお示しさせていただいた財政収支の見通しは、4年前に高度化指針をつくったときと比べますと厳しいものとなっております、予断を許さない状況でございます。その際の本会議の場でも、あるいはせんだっての常任委員会の方でも申し上げましたとおり、新たな行財政改革の計画について、8月の中旬には素案をお示ししたいというふうに申し上げておりましたが、このたび、その素案がまとまりましたので、今回、お示しをさせていただく次第であります。

後ほどご説明申し上げますけれども、今回の計画、大分県行財政改革アクションプランという仮称で称しております。新しい長期総合計画を支える行財政基盤の強化、これを基本目標に、これまで行ってきた取り組みについても見直すべきものは見直し、また、地道な取り組みについても着実に実施していくこととしております。

また、確実に進めるということで、個別の取り組みについて、できる限り具体的な内容と時期を明示して、目標を持って計画的に取り組むたいという考えでおります。

後ほど素案の詳細をご説明申し上げますが、今後、この委員会を初めまして、議員の皆さんからご意見をいただくとともに、パブリックコメントによる県民の意見の募集もしまして、素案を必要に応じて修正いたしまして、今年度から取り組みを開始できるように成案を得たいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

以下、行政企画課長から説明をさせていただきます。

山本行政企画課長 それでは、お手元にお配りしております総務企画委員会資料、こちらのほうに概要版を載せてございますので、こちらのほうでご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

行財政改革アクションプラン、仮称でございますが、この概要版でございます。

まず、第1の策定の背景をごらんいただきたいと思いますけれども、これまでの行革の取り組みといたしまして、プラン、ビジョン、高度化指針、3次にわたります行財政改革の取り組みをやってまいりました。

27年度末の財政調整用基金残高、高度化指針を策定いたしました、その段階での見込みは323億円でございました。現在の見込みといたしまして407億円が確保できる見込みということで、高度化指針、当初の試算よりも余分に基金残高を確保できているということでございます。また、県債残高につきましても、総額のベースで3年連続減少をしているということで、着実に行財政基盤というものが強化されてきたのかなというふうに考えております。

ただ、今後の行財政運営をめぐる課題というものもございます。その下に6項目掲げてございます。

1点目は、少子・高齢化、人口減少時代の到来ということでございます。人口減少が進んでまいりますと、地域経済の規模の縮小、それがまた経済収入の減少ということにもつながってまいります。そういう事態を食いとめるためには地方創生、これをしっかりと取り組む必要があるということで、地方創生の取り組みを行っていく、地域間競争に勝っていくためのしっかりとした財政基盤というものが必要になってまいります。

次に、②でございますが、社会保障関係費の増大でございます。平成17年度には445億円であった社会保障関係費が平成31年度には876億円、約倍になるという試算をいたしてございます。こうしたものを義務的に支出をしていかなければならないのでございますので、これをしっかりとのみ込んでいく必要があるということでございます。

③であります。公共施設・社会インフラの老朽化というものも進んでまいります。なるべく公共施設、社会インフラ、長く使っていけるように、計画的に保全管理の経費を投入いたしまして、長寿命化を図り、将来的な財政負担の低減、平準化を図っていきたいということで考えてございます。県有建築物の場合、今後20年間に約1,400億円必要だという試算をしてございます。

右に行きまして、④であります。将来の発展に向けた基盤づくりといたしまして、やはり高速交通ネットワーク、中九州であったり、中津日田道路であったり、そういった交通ネットワークの整備というのは必要でございます。また、県民のご要望の強い屋内スポーツ施設の整備など、今後の大分県の発展を支える基盤づくり、これにはしっかりと取り組む必要があるということで考えております。

その下、⑤でありますけれども、職員数の状況と退職者の増加ということでございます。今、50代半ばの職員に一つ職員数の山がございまして、今後、退職手当の増加を平成30年度、31年度、ここに掲げておりますような額が必要になってまいります。これがこの先、さらに三、四年続いていくということでございます。5年ほど山があると。

職員の数で見えますと、プラン、ビジョンで計画的な職員数の削減ということに取り組んでまいりました。ただ、今現在で見えますと、人口規模が類似をした団体23団体でございますけれども、本県は人口10万人当たりの職員数12番目、ちょうど真ん中あたりでございます。職員数総体としては中位でありますけれども、また、部門別に見ていきますと、特定の部門で職員数が多い少ないといったことがございます。

⑥でありますけれども、一般財源確保の懸念でございます。国は平成30年度までは地方の一般財源総額を確保するという方針を示しております。ただ、31年度以降については言及はございません。その際に、国は平成32年度ぐらいまでにプライマリーバランスを黒字化するという目標を掲げてございますので、31年度以降、地方の一般財源がどう

いったことになるのかということが懸念される要素としてございます。

こういった要素も盛り込みながら、先般、本会議で今後の財政収支見通しというものを
お示しさせていただきました。その財政収支見通しの概要につきましては、この資料の 4
ページに載ってございますけれども、この試算、結論として申しますと、ここに書いてお
りますように、高度化指針と同様に、毎年度 40 億円の歳入確保、歳出の節減の取り組み
を行っていったということを前提にしても、31 年度末の財政調整用基金残高は 245 億
円まで減少をするという試算の結果でございます。

その下でございますけれども、私どもといたしましては、安定的な財政運営を行って
いくためには、財政調整用基金残高は常に 320 億円程度は持っていたいというふうに考
えてございます。この 320 億円程度といたしますのが標準財政規模に 10% に当たる数字で
ございます。この基金残高を確保するためには約 80 億円不足をするということで、これ
までの高度化指針に基づきます毎年度 40 億円の歳入確保、歳出の節減の取り組みに加え
まして、さらに新たに 80 億円の取り組みを上に乗せたいということで、今回、アクショ
ンプランということ織り込んだところでございます。

その下の枠でございますけれども、アクションプランのポイントということが掲げられ
てございます。基本目標は新長期総合計画を支える行財政基盤の強化ということでござ
います。その具体的な目標といたしまして、数値目標を 2 つ掲げてございます。1 つが 31
年度末の財政調整用基金残高 324 億円のプラスでございます。2 点目が 31 年度末の県
債残高総額 1 兆 300 億円までに抑制をすると。また、実質的な借金でございます臨時財
政対策債を除くベースで 6,250 億円までに抑制をしたい。これは、26 年度末の県債
残高の 10% 減という数字でございます。

こういったことを達成していくために、取り組みの視点として 3 つ掲げてござ
います。1 点が、やはり今後、地域間競争に打ち勝っていく、そのためには施策の選択と集中とい
うものが必要なこと。この選択と集中を進めていく取り組みを行財政改革の上でも行っ
ていくということ。

2 点目が原点に立ち返った見直しということでございます。行財政改革プランにおき
まして思い切った見直しを行いまして、その当時、見直したものが 10 年以上経過をいた
しまして、今どうであるかということをもう一遍見直してみようと。

また、その当時は今のままでいいんじゃないかと、今までどおりやっ
ていこうと思っただけのもので、今の時点でどうであるかということを見直して
いこうということでもあります。

3 点目が地道な取り組みの実行ということでございます。やはり職員が行革
マインドを持って、常に行革に取り組んでいくというスタンス、これが重要でござ
います。そのために、やはり日常業務の身の回り、そこからの行革の取り組みを
しっかりやっ
ていこうということ、この 3 点を視点に置きまして、具体的に何が
できるかということ、具体的な取り組みと、それを一体いつまでにやるか
ということを整理いたしまして 117 項目、今回、アクションプランとして
考えたところでございます。

その下、第 3 でございます。取り組みの柱ということであります。

今回のアクションプランでは、行財政改革のコンセプトに沿って具体的な
取り組みを進めていこうということで、5 本の柱を掲げてござ
います。1 点が歳入の確保、2 点が歳出の見直し、3 点が資産
マネジメントの強化、4 が組織の見直しと人材の育成活用、5 が多

様な主体との連携・協働の推進ということでございます。

具体的な取り組みにつきまして、主なものをご説明させていただきます。

その下、2ページのほうをごらんいただきたいと思います。

歳入の確保でございますが、やはり基幹的な歳入でございます県税収入の確保ということが重要でございます。県税の収入確保には、やはり徴収率のアップということが重要だというふうに思っております。現在、96%程度の徴収率、これを5年間で1%アップしたいということで、個人県民税は市町村が住民税と一緒に徴収をいただいています。やはり市町村との連携をより強化して、しっかりと徴収率を上げていくという取り組みを早速28年度から実施をしてみたいといったふうに考えてございます。また、基金の見直し等、基金の有効な運用も考えたいということでございます。

右側でありますけれども、歳入の見直しでございます。(1)事務事業の見直しの一番上に、新たな予算要求基準の導入ということを掲げてございます。事業の選択と集中を進めまして、より新しい施策展開をしていくためには、やはり今までやってまいりました事業をそのままにということにはなりません。やはり今までやっております事業を見直して、よりニーズの高い施策を構築していくという取り組みが必要であろうというふうに考えてございます。

そのために、新たな予算要求の特別枠というものを設けたいということであります。事業をスクラップすれば、スクラップをした額の2倍の新規事業が要求できるといったことで、事業のスクラップ、新陳代謝を加速してまいりたいと。年間5億円のスクラップを実施して、それを4年間続けますと20億円というものが出てくるということで考えてございます。さらに、その右であります、毎年40億円の経費節減の努力はしっかり今後とも続けていきたいということで考えております。

その下、②で県費等の節減ということで書いております。これが職員の身の回り、地道な取り組みという分でありますけれども、コピー用紙15%削減という具体的な数字を掲げまして、日常業務の中で節減の取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、③特別会計の見直しでありますけれども、新規貸し付けが終了いたしました中小企業設備導入資金特会でありますとか就農支援特会、こちらのほうにまだ残余の資金が残っております。これは特別会計を廃止いたしまして、一般会計のほうで残余資金の活用をさせていただくということです。

また、港湾施設整備事業特別会計、これは起債をしまして港湾を整備し、港湾の使用料で借金を返すという仕組みでございますけれども、港湾使用料が借金返済額と見合わないということで、一般会計のほうから補填をしております。29年度までに黒字化をいたしまして、一般会計からの補填、これを解消したいと考えてございます。

また、総人件費についても、職員の人的資源を選択と集中で再配分等を行いまして、総人件費の上昇を抑えたいということで考えてございます。

また、⑤でありますけれども、公営企業の健全経営のあり方を見直しということでありますけれども、まず、病院局であります、高度特殊医療を病院局は実施してございます。がんですとか周産期医療といった不採算部門を実施していくために、一般会計から繰り出したしております。病院事業全体の収支改善を図っていただく中で、一般会計からの繰

り出しを減少させたいといったふうに考えてございます。

大きな3番、資産マネジメントの強化であります。

(1) 県有財産利活用の推進であります。新たな利活用の計画を策定いたしまして、31年度までに県の遊休資産等20億円売却収入を得たいというふうに考えてございます。

それから、(2)であります。公共施設等の総合的な管理ということでもありますけれども、①のほうは、これは歳出がふえる要素になってまいります。しっかりと公共施設の保全管理を計画的に進めてまいりまして、将来的な財政負担の軽減、平準化を図っていききたいということで、県有建築物については毎年度20億円、計画的な保全経費を計上して、計画的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

②でありますけれども、一方で、運営費については縮減に努めたいということで、今年度から地方機関の庁舎、学校、警察署、こういったところも電力購入の競争入札を実施いたしました。これによりまして、従来、九電からの購入に比べまして1億4千万円ほど経費の節減ができるというふうに見込んでございます。これを今後とも続け、また、今回入札の対象になっていない小さな施設にも広げていきたいというふうに考えています。

(3) あります。公の施設等の見直しであります。プランの段階で公の施設、全面的な見直しを行いまして、施設の廃止、また、指定管理の導入等を実施してまいりました。それが10年以上経過いたしまして、今どうなのかということで再度見直しを実施したいといったこととございます。

施設のあり方、抜本的に見直すべきものとしまして、社会教育総合センターというのを掲げてございます。別府のビーコンプラザの前に、ニューライフプラザがございまして。県の施設と別府市の施設が同一敷地内に建ててございまして、この施設、社会教育講座の場として整備をされたものでございますけれども、社会教育関係の講座は、この場所では余り実施はされてございません。

むしろ会議室として貸し館事業を行っているといった状況でございますが、その貸し館利用率が20%程度ということで、余り利用されてございません。専用の施設としてこの施設を維持することがどうなのかということで、抜本的な見直しをいたすものであります。

ただ、別府市の中心部にあります施設でございますから、その施設が有効に活用されなければならないということで、施設の有効な利活用というものも含めまして、ここの現状を見てまいりたいということでございます。

②でありますけれども、指定管理者制度や民間委託の導入・拡大ということでございます。28年度から早速、指定管理者制度を新規に導入いたしますものとして、別府港の北浜ヨットハーバーを考えてございます。早速、今年度から管理者の募集手続を開始いたしまして、28年4月から指定管理者制度を導入いたすものでございます。

その下のポツでありますけれども、指定管理者制度を含めた民間活力導入の検討という部分であります。香々地と九重に青少年の家がございまして。子供たちの集団活動訓練の場として非常に大事な施設であります。

この施設については、引き続き大事にしていかなければならないというふうに思っておりますが、全国を見ますと、同様の施設の3分の2の施設で指定管理者制度を導入いたしております。一方で、子供たちに対する教育効果というものも考えていく必要がございます。やはり現役の先生が集団活動の中で関与をしていく必要があるんじゃないかという

面もございまして、そういったことも含めて、こういった形で今まで以上に地元の力ですとか民間の力ですとか、そういうものを活用させていただく方法があるのかということで検討を進めてまいりたいということでもあります。

その下、県立図書館、歴史博物館については、直営として維持をしてまいりたいと思っておりますが、バックヤードの業務の中では民間にお願いできる業務というものもまたあるんじゃないかということで業務の精査を進め、民間の活力を導入してまいりたいということでもあります。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。

組織の見直し・人材の育成、活用ということでございます。

(1)の組織・機構の見直しでありますけれども、やはりこれも選択と集中、また、過去見直したものについても、今どうであるかということ、この2点から見直しをしてまいりたいというふうに思います。

知事部局でありますけれども、職員の総体としては類似団体の中位程度かなということではありますが、分野別に見ますと、職員数の多いところというものもございまして。今後、新たな行政ニーズに対応するためにも、既存の分がどうであるかということは見直しをしっかりと進めていく必要があるというふうに思っております。

その1つが県税事務所であります。県税事務所も分野別に見ますと職員数も多いということでありまして、今後、事務所の体制や人員配置のあり方を見直してまいりたいと思っております。

一方で、先ほど申しましたように、徴収率の向上ということも大きな命題であります。徴収率の向上を図りながら、事務所としてどうあるべきかということで、例えば、不動産の評価であるといった専門的な業務は、やはりノウハウの継承ということが大事になってきます。そうしたときに、分散配置をするのがいいのか、ある程度一つのところにまとめてノウハウを継承していくという体制をつくるのがいいのか、そういったことも含めながら検討してまいりたいと思います。

ただ、29年4月、消費税のアップに伴いまして税制改正というものが予定されておりますので、そういった税制改正の動向も見きわめて、今後の組織体制がどうあるべきかということを検討してまいりたいというふうに思っています。

また、職業訓練機関ですとか農林水産関係機関、こちらについても、現在、今後の計画を検討中でございます。その中で、こういうところに重点を置いて取り組んでいこうというものが示されてまいります。そういった今後取り組むべき重点課題にも対応できるように、今ある組織を見直していくべきというふうに考えてございます。

また、土木事務所については、事務所間の事業量のバランスが若干変わってきております。事業量の変動に応じた組織改正ということで、見直しも進めてまいりたいというふうに思っています。

教育委員会につきましては、先ほどの公の施設の見直しに連動するものということで掲げさせていただいています。

また、(2)であります。公社等外郭団体、こちらにつきましても、県の関与の必要性というものを精査し、県の関与の必要性が薄れたものという部分については、県の関与のあり方を見直してまいりたい。また、③でありますけれども、県が職員を派遣しており

ます団体もございます。団体自身の内部の職員の育成というものが進んでまいりますと、県の職員の引き揚げというものも考えていきたいといったところでございます。

また、こういった行革の取り組みを進めるためにも、(3)にありますように、職員の人材育成というものにも引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますし、大きな5番になりますけれども、県だけで行政ニーズを充足していくということがなかなか難しい事実になってございます。やはりNPO等、民間の力もかりながら、市町村としっかりと連携をしていきながら、市町村が確保が厳しい部分については、県の直接的な補完ということも検討しながら、県政の運営に努めてまいりたいということでございます。

次の4ページ、1番上でございますが、この計画は本年度策定時から早速取り組みを進めてまいりたいということで考えてございます。終期につきましては、31年度といたしてございます。これは新しい長期総合計画の中間見直し年でございます。そこまでのものとして策定をさせていただきたいということでございます。

恐れ入りますが、最後、5ページをごらんいただきたいと思えます。

今後のスケジュールでございます。本日、県議会へご説明をさせていただきまして、本日午後、県の審議会でございます行財政改革推進委員会でご説明をし、ご意見を頂戴したいと思っております。あすには行財政改革・グローバル戦略特別委員会にご説明をし、ご意見を頂戴したいと思っております。6日ぐらいからパブリックコメントの実施を考えてございます。

こうしていただきました意見を整理させていただいて、また、素案にどう反映させるべきかということを検討させていただいて、第3回定例会で対応方針といったものを説明させていただいて、再度ご意見を頂戴したいというふうに思っております。

こういったことで煮詰めてまいりまして、10月末までには何とか成案できればなといったスケジュールで現在考えているところでございます。

ご説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

嶋委員長 以上で報告は終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑はありませんか。

衛藤委員 幾つかあるんですけども、まず、1番最初のそもそもの話の前提として、今回の行財政改革の中で、財政調整用基金残高、標準財政規模の10%で320億円を目指すところなんですけれども、ここの目標値の設定理由について、標準財政規模の10%という形でされているんですけども、標準財政規模はあくまで25年度か26年度だと思わんですけど、これは31年度どうなるかわからないという中で、ここ数年、若干拡大傾向で、その中で10%云々かんぬん、10%になるかどうか。標準財政規模だったら、その10%が正しいんじゃないかとか、そういう議論もあると思えます。

例えば、ほかには標準財政規模を何で使うのかということと、歳出決算ベースであったら、25年度決算で5,800億円、何でこの10%じゃないのか。そもそも5%でもなく、8%でもなく、20%でもなく、何で10%なのかというところがあると思えます。何でそうなるのかという、どうしてそういう基準を出されているのかという理由をお伺いしたいと思えます。

大友財政課長 そもそもプランですとこれまでの行革の中でやってきていた目標というのが、300億円という1つの丸まった数字で、目標を立てていました。その中で、当時、

300億円という目標を立てたときの考え方としては、平成16年あたり、地財ショックという大きな地方財政を揺るがすような状況がありました。そのときに財政調整用基金だとかを取り崩す必要が大きく出てきたわけですが、交付税と臨財債を合わせて約250億円ほど影響が出ました。そういったものにも基本的に耐えられるようにということで、300億円というの1つ丸い数字として設定しております。

今、委員が言われたように、県の標準財政規模というのが大体3,200億円ちょっとあります。これは確かに毎年度の税収であったりだとかいうことで増減していきます。ただ、当時、300億円から、10年前の3千億円からそれほど大きく毎年変わるという状況にはございません。

確かに31年度を見たときにどの程度になっているかというのは推計はしにくいんですけども、大きく動くものとは思っておりません。若干の増減はあるだろうというふうな認識をしております。そういった意味で、先ほどの10%、もともと300億円という目標にしていた数字と、若干財政規模が大きくなってきているので、それを前提にということで10%にしております。

だから、予算規模の5%だとか8%だとか、いろいろあるんですけど、そこは考え方としてそういう整理をしております。

衛藤委員 そもそも大前提なので、これからパブリックコメントにもかけると思うので、ここをきちんと説明できないといけないと思うんですよ。それは過去の経験で250億円だったので、今回は余裕を見て300億円というのも1つだと思うんですけども、じゃ、将来、これから変わっていったときに、その300億円がまた適正かという話も出てくると思うんですよ。その議論を、その理論武装をもうちょっとしっかりしなきゃいけないのかなという印象を受けているというのが1つです。

ちょっともう1個、別の質問に移るんですけども、総人件費の抑制のところ、人的資源の選択と集中、新たな人事評価制度の導入という形であります。これもちょっと要望に近いんですけども、全体として見直すというのは大事だと思うんですけども、実際に今やられている業務の中で、やらなくていい業務をやっていないかとか、無駄な待機時間はないかとか、無駄な残業代はないかとか、そういう内容の見直しに入っていくか、単純に人を減らしていくというんだったら、実際に働かされている方の負担が大きくなるので、そこは内容としっかり見合った人員規模、特に、部門の大きさというのだけじゃなくて、業務量、業務内容という観点からも、その無駄取りはぜひ進めていただきたいなという思いがあります。

もう1個が指定管理の話なんですけれども、指定管理は今までずっと行革の中でやってこられたと思います。そういう中で、効果がどうだったのか、どれぐらいの金額規模の効果が上がっているのか、そういった部分の資料をぜひいただけないでしょうか。

以上です。

山本行政企画課長 総人件費の抑制の中で、やはり個別の業務の実態、業務量に応じた人員配置が大事だということで、それはおっしゃるとおりでございます。私どもも毎年、組織をつくり定数配分をし、その中で、やっぱり今の業務量がどうなのか、また、今後の施策の展開ですとか制度改正が毎年ございます。

そういったときに、それを処理していくために業務量の変動というのがどうなのかとい

うことを各部局と議論しながら、なかなか純粹にふやしていくというわけにはいきませんので、じゃ、ふえた業務に対応するためにここはつけるんだけど、その分はどこかを見直して捻出しようよといったことで、やめられるものはないのかと、そういったことで常に各部局と議論をしながら、適正な人員配置と組織の構築ということに努めているところでございます。それは今後ともしっかりとやりたいというふうに思っています。

指定管理の効果につきましては、また資料として出させていただきたいと思いますが、数字として申し上げますと、25施設で指定管理を導入いたしております。指定管理は18年度から導入していますが、17年度以前、県が直営で運営をしていたときと比べますと、総額で毎年度3億円以上の経費削減につながっております。最近、消費税の増ですとか電気代の高騰とか、そういう要素がありまして少し経費がプラスになっていますので、2億数千万円台になっていますが、前提条件を同じにして考えますと、毎年度3億円以上の指定管理の導入効果というものは出ているというのが実情でございます。

衛藤委員 個別の数字も見れるような資料をぜひ後でいただければ、よろしく願います。

守永委員 2ページの歳出の見直しのところで、総人件費の抑制という部分で、人的資源の選択と集中ということと、新たな人事評価制度の導入というふうなことであるんですけども、この新たな人事評価制度というのは、またこれから新しく人事評価制度そのものを見直していくという意味なのかというのをちょっと確認したいのと、それと、人事評価に当たって、評価者の育成というのはきちんとできているのか。

特に、人事評価に当たって、それぞれの所属ごとに上司が評価するという部分であれば、その所属での能力発揮部分だけの評価になってしまうと思うんですよね。ただ、人材を適正配置していくという部分では、総合的に見て、どこが長所で、どこが短所でという見方をしていかないと、長所を伸ばしていく、短所を長所に置きかえていく、そういった人を育てるという仕組みにはつながってこないと思うので、そういった部分については、今後、何か考えがあるのか、教えていただきたいと思えます。

藤原人事課長 新たな人事評価制度の件でございますが、昨年、地方公務員法が改正され、28年4月から人事評価制度が導入されます。そういう意味では新たな取り組みなんですけど、何が違いますかといいますと、これまで勤務評定だけだったのが、勤務評定の分が能力評価に変わります。加えて、目標管理的な業績評価というものをあわせて、昇給と勤勉手当に反映をしていくというふうな概要になります。

したがって、この部分の評定者研修に関しては、これまでも毎年行ってきておりますが、来年4月以降の新たな導入に向けて、9月から10月にかけて、直接評定者になる所属長、それから、第2次の評定者になる班総括を対象に評定者研修制度の説明会を行うようにしております。

人材育成、そういった個人個人のモチベーションを高めるという意味合いで、この人事評価制度を導入するわけですから、定期的な面談を繰り返しながら、足りないところは伸ばすと、そういった繰り返しをしながら全体的な人材育成につなげていくというふうなことを考えております。

守永委員 今、おっしゃられた1人1人のモチベーションをどう高く保持していくかということがやはり大事だと思いますので、行財政改革の中で、確かに財政基盤を強化すると

いう意味で、総人件費の抑制というのが大きな捉えどころとは思いますが、それをするために、そこで働く方々のモチベーションが下がるようなことがあっては本末転倒というふうに思いますので、その辺をぜひ意識して取り組んでいただきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

嶋委員長 さっきの指定管理者制度ですが、この指定管理者制度導入の目的は、経費の節減はもちろんですが、サービスの向上というのも大きな目的でありますから、県民の意見等々でサービスの向上につながっているかどうか、そこら辺は把握しておられますか。

山本行政企画課長 指定管理者につきましては、毎年、外部も入れようということで、外部の第三者評価を実施してございます。その際に、外部評価委員の視点といたしまして、利用者の声をどれだけ把握し、利用者の声をどれだけ運営に生かしているかという点を大事な着眼点として、毎年、評価を実施いただいております。今、実施をしていますほぼ全ての施設で利用者アンケートというものをとり、それをどう生かすかということを経営報告いただいているということでもあります。

そういった中で、閉館日の設定について、障がい者関係の施設であります。この日、どうしても利用したいんだけど、館を閉めるのであればこの曜日のほうが良いといった利用者のご意見をいただいて、そういった声を反映させて閉館日を動かすといったことも取り組んで、時間の延長ですとか、やはり委員長おっしゃるとおり、指定管理の大事な目的は県民サービスのアップで、なかなか私ども直営では届かない部分をより民間の視点でサービスを充実させるという大事な視点でございまして、それはしっかりと今後とも取り組んでまいりたいと。また、私どもも管理者任せにすることなく、しっかりと県も利用者の声を伺いながら、より良いサービスの向上に努める、こういった視点でやっていこうということでございます。

嶋委員長 それからもう1点、公共施設・社会インフラの老朽化で、今後20年間で約1,400億円と、こういう数字が示されておりますが、老朽化した道路や橋梁はしっかりと計画を立てて進めていかなくてははいけません。公共施設については、もうちょっと徹底的に分析をしていく。その施設がこれから必要かどうか、なかなか判断は難しいかもしれませんが、厳密に査定をしていくことが大事だと思います。

今、使われておる施設が、例えば、5年たてば使われなくなる施設もあると思うんですよ。そういうところに長寿命化などのお金をつぎ込む必要があるのかどうか、これはプロジェクトチームをつくってでも徹底的に分析をして査定をしていけば、この1,400億円も少しは減るんじゃないかなと思います。いかがですか。

山本行政企画課長 そういった目線で、しっかりと施設が将来的にどうであるのかということ、どういう状態でその施設を維持していかなきゃならんのかということ、それをこれまで所管をしております各部局それぞれが判断し、予算要求し、工事を実施するといった体制でございました。

今回、公共施設の総合管理指針というものをつくりまして、1,400億円の積み上げもしております。それを今後実施していく体制といたしまして、やはりどこかで1つの目で全体の施設がどうあるべきかということを見ていく必要があるんだということで、総務部の中、直接その事務をしておりますのが県有財産経営室でございますけれども、私ども行政企画課、財政課が入りまして、どこの施設が優先的に保全管理を来年度実施すべき

か。また、ここは将来的にこういう計画もあるので少し整備を見合わせようか、そういう判断をきちっとオール県庁を見渡したところでやっという体制を本年度から組ませてもらいました。

そういう目で、今後とも必要なものはしっかりと整備をし、将来的にニーズが減少する見込みがあるところについては対象から外すと、そういったことをきっちりと見きわめながら進めてまいりたいというふうに思っております。

嶋委員長 もう1点、パブリックコメントを実施するようですが、この資料を見ると、県有財産の利活用、公共施設の総合的な管理、公の施設の見直し、これはもうちょっとわかりやすく示さないと、県民の皆さんからの意見というのはなかなか出てこないんじゃないかなと思いますので、具体的な施設名を出して、もうちょっとわかりやすくしてほしいというふうに思います。

島田総務部長 衛藤委員のおっしゃった標準財政規模の10%という大事な目標についても、やはり一般県民の方についてはちょっとわかりにくいだろうなというご指摘もごもっともですので、どういう形がいいのかはちょっとまた考えますけれども、用語集がいいのか、注釈がいいのか、ちょっと考えて、わかりやすい形で、県民の皆さんからも意見をいただきやすいような形に手を加えたいというふうに思います。

嶋委員長 先ほどの衛藤委員からの指定管理に関する資料提出の要求ですが、これはお諮りをする案件ですので、お諮りをしたいと思います。衛藤委員からの資料を委員会として要求することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないようですので、山本課長、資料をよろしくお願い申し上げます。

島田総務部長 済みません、補足で。その際、委員長のおっしゃったサービスの向上の面もわかるような形で資料をまとめたいと思います。

嶋委員長 よろしく申し上げます。

佐々木委員 将来における財政が逼迫してくるであろうという想定で各努力を取り組むという、これは非常にわかりやすいんですが、私は正直言って、1つの例ですけど、じゃ、合理化をして、各課、各部の無駄な部署を排除するという事は難しいと思うんですが、今、本庁だけで課が何課あるのか。課を10%、20%排除することによって無駄が全て省けてくるので、財源としては5%から10%無駄がなくなるんじゃないかなと。

昔、地方自治体で財政再建という場合、秘書課と総務課が一緒になるとかしたら、管理職ポストがそのまま減ってくると。それで、小さな課がいっぱいあると、100%仕事をしているところと、120%しているところと、80%仕事をしているところがあるんですね。これを2つを1つにすると、臨時職員が兼用できる、無駄が排除できる。あとは事務分掌でしっかり管理すればいいので、私はそういう意味では、本庁内も出先も課が小さく分かれれば分かれるほど無駄が多いという、これだけ指摘をさせていただきたいと思います。

それと、県有財産については、かなり売却済みなので、新たに市町村合併や整理統合したところで県有財産が生まれるという、これはあるんですが、今、役割が終わった外郭団体は処分して事務事業を本庁の中に取り入れて、例えば、具体的に言うと、今は名前が違ふと思うんですが、住宅供給公社、これは県営住宅の管理のほうを担当して、家賃収入等

をやっていますよと。聞くところによると、その家賃の収入については外部委託も考えておりますよと。例えば、事業部について、事業であれば土木建築部ですね。土木か建築かにその事業部を任せて、そして、家賃管理については、土木建築部の用地対策室とか高速道対策局とかこういうものがあるように、土木建築部の中に、名前はどうでもいいんですが、アパート管理担当課を設ければ、住宅供給公社の理事長、専務、常務、部長、みんな要らないんですよ。そして、それを廃止することによって、あの県有財産が売却資産としても誕生すると。

もう1つは、建設技術センターですね。今、土木なんかは入札制度で競争入札の原理をとっておりますけれども、建設技術センターは入札もなく特命随契です。そして、ほとんど県から出向をしているんです。一言で言えば、設計コンサルタントなんですね。県がそんな事業を直接やらなければいけない時代なのか。こういうところも無駄があるんじゃないかなと。

だから、県全体がどれだけの予算で、どれだけの県民サービスをやるのか。5千億円でやっていたのが3千億円になりました。将来、2,500億円になりますというときに、器がいつまでも大きいままでいいのかどうか、こういうこともしっかり考えて、このプランを策定していただければありがたいなど。1つの例なんですけど、そういう意味で、答えは要りませんので、よろしく取り組んでほしいと思います。

井上副委員長 国の直轄の事業というか、国から予算をもらって、直接、国から補助金が来る場合があるんですね。

そういった場合に、県がどの程度そういったものを取り込んでいるのかなというのがいつも気になるんですけれども。大体、国の示された事業の中で、それは東京事務所のほうで、そういった事業については絶対逃がさないというような思いでやっているのかどうか。

その辺のところ、いわゆる国の事業に取り組む方法としての状況について本当にやっているのか。いろいろ私は3年前に調べたんですけど、有効な事業にしても、全然県が声を上げていないというのがあるんですよ。そこら辺のところを十分やってほしいなというふうに思います。

また具体的に言わないとわからんと言われればそれまでかもしれませんが、国の事業を直接県、それからまた、直接私たちがいただいてやる部署もあるんですよ。そういった予算の獲得についての手法を東京事務所等が十分把握しておられるのか、その辺のところもやっぱり注視する必要があるんじゃないかと、そういうふうに感じました。

それと、いつも言うんですけど、農業公園なんかも当初1億6千万円ぐらい管理費が要るというようなことでやっていたんですが、今は1億2千万円で指定管理者制度の中で5年間と。3年間が5年間になります。合計しますと、やっぱり6億6千万円ぐらいになるんですよ。それが本当に県の財政として、いわゆる県民の視点からして、ただだから赤字で当然だ、だから、これだけの指定管理者の中で県が負担してやっているんだと。無料だから赤字だ、赤字だからこうだという、どうもその辺のところは、そろそろ無料にせずにお金を少しでも取ったほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけどね。そういったことで、いわゆる財政をですね、6億6千万円が安いのか、県としては6億6千万円というのは、への突っ張りにもならんかもしれないけど、私たちのような小さいところだと考えると、6億6千万円は大きい。そして、5年間ですよ。県議の任期は4年の中で、ず

れてしまうもんだから、また最初から説明しなきゃいけない状況になっているんですよ。この前、言いましたように、3年間だったら大体状況の中でわかって、いろいろ指摘もできるんですけど、5年間といたら新しい方がまた最初から聞かにゃいけない。

そういったものは、管理する人たちは長いほうがいいでしょう。それは1億2千万円の確保が5年間できるから。その中で一生懸命やればいいわけですからね。果たしてその中もうまくやっているかどうかわかりませんよ。

だから、こういう大きな施設にしても、民間で買うところがあったら、いいんじゃないかね。マリンカルチャーセンターにしても、農業文化公園にしても、誰か民間でやりたいといたら売ったほうがいいんじゃないですか。そういうことはできないんですか。

そういったことでの抜本的なことも考えなきゃどうなのかなと思うんだけど。これは私だけの話かもしれませんが、そういうふうに感じています。その辺のところはどうですか。

山本行政企画課長 農業文化公園につきましては、今、来場目標が年間33万人ということですが、28万人弱にとどまっております。その分、今後とも魅力アップに努めながら、目標としています33万人に到達できればなということによってやっております。

今、1つ、世界農業遺産の中で周遊ルートの核になればということも考えながら、施設が有効に活用できないのかなということで、より県民の皆さんに利用していただけるような、そういう取り組みを、今度、更新時期を迎えますので、より県民に利用いただけるような提案をいただいて取り組んでいきたいなというふうに考えております。

期間は3年がいいのか、5年がいいのかということですが、人を雇ってその施設管理をしてまいります。ある程度人を継続的に雇えるような期間を設定いたしませんと、安定的な運営というものもできないということで、今、5年という期間を設けております。

施設の状況によっては、5年先の状況がどうであるか、不安な要因もあるというのについては個別に、将来に移行する中で、例えば、3年の見直しといったことも検討していかなくちゃいかん部分もあろうかと思っておりますので、そこはその施設の位置づけ、また、将来果たしていかなくちゃいかん役割、そういった部分を見ながら、より安定的な経営を優先すべきなのか。見直しの機会をたくさんつくって見直しを進めていく、そういう必要があるものについては、期間を短く設定をするとか、施設のそれぞれの状況に応じて今後とも考えながら取り組んでいきたいなと思っております。

井上副委員長 非常に悩ましいのは、農業文化公園は指定管理者制度で、農業農村振興公社が来て、直接説明すべきなんですよ。あなたたちは聞いたやつをこうだということ言うだけでしょ。私は本当の生の声を聞きたい。きょうはこういった委員会だから、次のときにそういう質問が出るかわかんないと思うんだけど、私は指定管理者の生の声を聞きたいんですよ。あなたたちは聞いてきたやつをそのまま言うことで、誰も悪いことは言わんと言えば、それはお互いじゃ悪いけど。

私は時々あそこを通るからね。通ってみると、高速道路にしても、農業公園がここにありますという矢印もないんだよ。誰があそこに行きますか。行かないでしょう。その辺のところの努力も足りないなと常に私は思いますけど。時々行くんですよ。だからわかるんですよ。

ちょっとそれはそれでいいにしても、1つの例として、どうも私は余り指定管理者が、利用者を増やすような努力はしていないと思いますね。十分検査してくださいよ。

元吉委員 今、農業公園の話も出ましたけど、私は大分に来るときに毎日あの前を通るんですよ、高速に乗るにしても、下を通るにしても。農業公園も何回も行ってはいますが、今、もちろん無料なんですけどね、無料で来場者が何万人おるといよりも、あのただっ広いところを、今のままで管理させること自体がばかっているような気がするんですよ。だから、例えば、あそこをリース団地をつくったりだとか。

この前、企画の中でも話したんですけど、Iターンで来る人たちやらJターンで来る人たちというのは、大概農振が入って、山の中だとか自然の中にほとんど人が来ます。そういう人たちを受け入れる売却地にしたりとかしないと、あそこに価値が何かあるかという、私はないように思います。

建物が建っている部分については、また子供たちの学習の場とかいう部分で入り口は残せばいいんですけど、あのただっ広いのをお金を出して管理してもらうというのは、我々民間レベルでは考えられない話なんです。だから、そこら辺の発想をちょっと変えてもらって、整理すべきは整理する、金にするべきは金にするという考え方で、例えば、Iターン、Jターンの受け入れ候補地としてネットに載せるとか、少しでも、あの土地の広さは要らないと思うんですよ。

私ははっきり言ひまして、前政権のお荷物が農業公園と県中央空港だと思っているんですけど、県中央空港も仕方がないから防災ヘリを置いたりしているだけで、あんなところに防災ヘリを置く必要も実はないと思うんです。

だから、そこら辺は整理できる部分は多用途で整理し直すとかやらないと、あれは草刈りとか木の管理だけでも相当な予算に結局なっていると思うんですね、内訳的に見れば。だから、極端に言ったら本当に農業公園として必要な部分はこれくらいあればいいなという線引きをしてすれば、委託料自体も随分下がるし、それから先は多用途で売るなりリース団地にするなりとか、次の手を考えないと、お金を捨てるだけのところがこの2カ所だという気がしているんですね。

他の部局とも調整しながら、ぜひ総務部が中心となって、そこら辺をどう今後整理していくかということを考えないと、先ほど井上副委員長が言ったように、6億円か6億6千万円か知らんけど、1億円でもいいじゃないですか。我々にとったら、あるいは県民にとったら、5千万円でも浮いたら何かほかに使ってもらいたいなというのが本音だと思うんですよ。

役所だから今までしておる形を崩すというのは非常に難しいと思います。香りの森なんかは広瀬知事は思い切って捨て売りしましたが、あれが私は正解だと思うんですよ。失敗した事業をいつまでも形だけ残していくと。先ほど言われたように、5年間払えば5年間金を捨てるようなものなので、ぜひそこは英断を持って、勇断を持って整理していただきたいなと要望しておきます。

嶋委員長 ほかにありませんか。委員外議員の方。

桑原委員外議員 細かいところを4点ばかり聞かせていただきますので、簡潔で結構ですので、お答えいただければと思います。

まず、新たな人事評価制度、これはさきのいただいたご答弁で給与と連動するというの

はわかったんですけれども、これはどのように検討するかというのはまだこれからだと思うんですけど、これは評価自体は絶対評価でやられるのか相対評価でやられるのか、そういうところは検討されているのか。そして、それが決まっているならば、なぜそうなのかというのを教えてください。

それと、小水力発電のところが出てきまして、これはもしかして僕が聞き落としているかもしれませんが、これは30年度から導入予定ということですけど、費用対効果の検証というのは終わっているんでしょうかね。設置費用とか電力を売電するのかどうするのかというのがわかれば教えてください。

3点目が、大分県は大規模な体育館、武道館、運動施設の建設等々を予定されておりますが、こういった建設に対してPFI、いろいろ手法はありますけど、例えば、民間が建設して県が借り入れるという方法もあると思うので、そういったPFI、PPP等々の検討はされているのか。

最後は、5のところはNPOと民間との協働というのが出てきていますけれども、いろいろ日本の行財政改革を見ていると、今の出てきている論調で、公共サービスはほとんどアウトソーシングできるんじゃないかという論調も出てきているんですね。ここはさらっと書かれていますけど、そういったところは主眼とされないのかというところをお答えいただけますでしょうか。お願いいたします。

藤原人事課長 来年4月以降の人事評価制度の件でございますが、査定昇給、勤勉手当ともにAからEまでのランクがございまして、その中で評価の反映への度合いが違ってきます。

それから、基準に関しては、絶対評価基準で行うということを前提としております。

桑原委員外議員 僕は、なぜ絶対評価なのかというのもお聞きしているのですが、その理由も。

藤原人事課長 公平・公正な人事評価制度という前提のもとでは、基準は絶対評価基準というのが前提になるだろうというふうな考え方でございます。

山本行政企画課長 私から3点、まとめてお答えさせていただきます。

まず、1点目は小水力発電でございますが、これは県が直接実施をするというものではございません。今考えておりますのが、県管理のダムについて、維持流量を維持するために放水をしているダムがございまして、その部分の流水使用权を民間企業にお渡しをして、流水の使用料をいただくということでありまして、それに関しては県にリスクがないというふうに考えております。

それから2点目、スポーツ施設の整備に関して、PFI等も検討したのかということでございます。

計画をいたします段階で、まず一番初めに、PFIを使えないかという点を考えました。その際に1つ、今、計画をしております中では、供用開始のゴールというものがございまして。ラグビーのワールドカップ、その際にその施設を使えないかということを考えております。そのために、逆算をしていって、PFIの募集手続、検討期間というものをとったときに、果たしてそこに完成するのかということで、PFIの手続をとると、ちょっとラグビーのワールドカップには間に合わないという見通しでございましたので、一番早く整理ができる、そういった手法で今回はいかざるを得んのかなということで、PFIを検討対象から外したということでございます。

それと、NPOと民間との協働の促進という部分であります。公共サービスについて民間の活力をとということで、今、いろんな検討がなされております。例えば、行政機関の窓口の業務でも民間にお任せできる部分があるんじゃないのかといった議論もございます。私どもも今やっております業務の中で、例えば、資格試験の実施の業務だとか、県のいわゆる公権力の行使に当たらないような部分について、少しでも民間の力をかりられる部分がないのかなということで、今後検討していこうということをご中にも書かせていただいております。

やはり直接職員が仕事をしないとしない部分、要は公権力の行使に当たるような部分というのに関しては、なかなか外にお願いをするということにはなりませんので、そのあたり、個別の業務を見ていながら、少しでも民間のお力をかりられる部分については、お力をかりていこうかなというのが基本的なスタンスでございます。

以上でございます。

桑原議員 2点だけ、もう1度聞かせてください。

体育館、ワールドカップで何に使うのか。屋外というか、ワールドカップのラグビーがその施設でできるわけじゃないですよ。それなのに、ワールドカップをゴールとするというのと、PFIの手続上、スケジュールが合わないというのが、何というかね、県民の理解を得られるのか。

じゃ、PFIでやった場合と県が直接やった場合で、後から検討して、どれだけプラスになるかマイナスになるかというのが出たときに、例えば、じゃ、PFIのほうがよかったじゃないかということになったときに、いや、ワールドカップに間に合わなかったからという言いわけが通用するんであればいいんですけども、その辺はどう考えられているのかということと、最後の公共サービスのアウトソーシングの件なんですけれども、例えば、証明書の発行というのは公権力の行使に当たるんでしょうか。それだけ、2つ教えてください。

山本行政企画課長 ラグビーワールドカップで体育施設を使うのかということでございますが、検討の俎上に上がっていますのが、ワールドカップのときのプレスルーム、海外からいろんな報道機関が参ります。そういったプレスルームをどこかに構えなきゃいけないなというときに、既存の施設では賄い切れない。プレスセンターとしての仮設の建物になるのか、そういった箱が要るんだろうということで、つくるのであれば、そういったことにも使える、それに間に合うような整備をする必要があるだろうということです。

それと、PFIの1つのメリットとして、建設だけではなくて、その後の運営管理、いわば指定管理をあらかじめ設定するような形で建設と運営管理を一体的に出せるのかというのが1つのPFIのメリットとして考えられることでありますけれども、あの場所、既に大銀ドーム、それから、周辺のスポーツ公園施設を一体的に指定管理に出しております。その中で、やはり指定管理を考えるのであれば、大銀ドームを初めとしたスポーツ公園施設と一体的に一つの管理主体が管理をしていくほうがいいのではないかと。体育館だけ別の者に管理をさせるということでは効率的ではなかろうということで、そういった面も考えますと、あの施設、スポーツ施設についてPFIの効果という部分は余り大きくないのかなといったことも兼ね合わせ、時期の問題もありまして、今回は通常の建設手法のほうがいいんじゃないかということで考えております。

それからあと、証明書でありますけれども、単純な証明書のみが発行業務であれば、公権力の行使には当たらないものと思いますが、ただ、扱う内容によりまして、個人情報の取り扱いということで、それを外に任せ得るのかどうか、そういう点もあわせて、そういうのを考えるときには検討する必要があるだろうというふうに思います。

以上です。

衛藤委員 武道館の位置づけが、今、よくわからなくなったんですけれども、屋内型スポーツ施設というのは、ワールドカップをやるに当たってなくてはならないものなのか、それとも、あったほうがいいのか、どちらになるんですか。

山本行政企画課長 直接、施設の設置目的どおりにラグビーワールドカップのときに使うわけではありません。いわば大人数の人間を収容できる施設がここにあれば、そのための仮設の施設ですとか、そういうものをつくる必要がない。せっかくつくるのであれば、わざわざそのためだけにお金を使うよりは、そこに間に合うものならば有効に活用できるだろうということで、その施設の設置目的とは別の意味合いで、そこにあるならば有効に使いたいという意味合いです。

島田総務部長 ちょっと補足をさせていただくと、端的に申し上げますと、あの施設が間に合わなければ、何億円というお金をかけて仮設のプレスセンターなりをつくらなきゃならなくなると、そういうふうにご理解をいただければと思います。

守永委員 ワールドカップサッカーのときのプレスセンターの状況というのは、どうだったんでしょうか。

島田総務部長 済みません、そこはちょっと今、正確にお答えできませんが、少なくとも今回、ワールドカップラグビーの開催都市になるに当たってのガイドラインというのが主催者側から示されておりまして、その中で必要なプレスセンターを備えるようにということが明確に規定されております。

守永委員 今の説明であれば、基本的にスポーツ公園全体を1つの指定管理によって整備していく、管理していくということを想定すると、PFIとか、ほかの事業主体が入ったものが、あそこにぽつんに行くよりは、県がつくってお任せするほうが合理的な運営ができるんだろうなというのは理解できるんですが、ワールドカップラグビーに間に合わせるというふうなことに着目した場合には、やはり前回、ワールドカップサッカーの時にどうだったのかという部分で、いわゆるプレスセンターの規模が違うんだとか、もしくはサッカーのときもこれだけかかったんだとか、そういった状況がわかると、県民の皆さんに対する説得力というのが生まれるのかなと思います。資材費とかそういった物価も随分違うとは思いますが、さかのぼってみて、参考資料を出していただければと思います。

島田総務部長 企画振興部なり関係部とも相談して、お示しさせていただきたいと思いません。

佐々木委員 若干、脱線するかと思うんですが、大分県で労働委員会というのが民間企業のトラブル等を解決するための窓口になっているんじゃないかなと思っております。

そういう意味で、今、新聞、テレビでブラック企業という残業手当をカットするとか、いろいろな問題が起こって、裁判沙汰になって、おおむね敗訴しているという現状であったときに、労働委員会が大分県の窓口でありながら、大分県そのものが残業手当をカットしたり、手当を一部出して全てを見切りしておるといふ実態があるかと思うんですが、

ここまでやらなければいけないのかどうか。

また、残業手当は正規に金を出したら、今、300億円、400億円という目標は消えてしまうのではないか。私はそういう意味からしますと、組織そのものを無駄をなくして財政再建に努めないと、県庁そのものがブラック団体の状態で黒字だよという言葉は似つかわないんじゃないかなと思っておりますので、そこを部長。

島田総務部長 済みません、県がブラック企業であるかのような指摘をされてしまうと反論せざるを得ないんですが、公務員の場合、例えば、ある職員が21時まで残っていたからといって、17時15分から21時までの間が本当にそれが残業と認められるかどうかといった難しい点があるかと思えます。

なので、夜、県庁の前を通ると確かにこうこうと明かりがついていますがけれども、その県庁にいた時間全てについて超勤手当を払わなきゃいけないものかどうかというのは考えなきゃいかんということで、私どもとしては、必要な超勤に対しては必要な手当を支払っているというのが現状の認識であります。

その上で、先ほども佐々木委員おっしゃったように、そもそも無駄な仕事をやめていくということが大事なんであって、そのためには、組織に対しても大胆に手を加えるべきだというご主張に対しては、本当にごもっともだと思いますので、今後の組織改正に当たっては、ご指摘の点を十分に受けとめて対応したいと思えます。

佐々木委員 本庁とは関係ないんですが、教育委員会では教育の指導をしている先生が、体育の指導を全職員に張りつけているんですね。クラブ活動の監督とか部長とかいう形で。そうすると、子供たちが20時、21時までやると、子供たちに20時、21時まで、先生は担当ですから、練習を勝手にやりなさいといって帰るわけいけないんですね。ただ1つその中で、スポーツ手当か体育手当か一部出しているけど、残業に換算するとほんのわずかなんですよ。

だから、そういう手当を出しているからというのと、対価に等しい手当かどうかという、我々は民間企業の場合はタイムカードを押して、管理ができないから、帰るときにタイムカードを夕方の22時までですよと。基準を1.25とか1.5とか換算してやらなくて、おまへたちは勝手に残業したんだろう、8時間の勤務時間内にそれだけ充実した仕事をしたのか、昼に仕事せんで夜だけやったんじゃないかとか、飯食っているところも残業代になっているんじゃないかと思うんですけど、労働基準監督署から言われると、残業としてみなされてしまうんですよ。だから、非常に難しい問題です。

今、部長が言うたようなことができるならば、民間もありがたいですね。我々は非常に難しいんですよ。どれだけの成果を上げたかと、能率給で給料を払うという、どんな能率なのか、どんな実態なのかを掌握できないんですね。

部長、何かあれば。なかったら、もう結構です。

島田総務部長 学校の先生の場合、またちょっと労務管理のあり方が一般と違うところとところは前提としてあるんですけども、おっしゃるように、どこまでを仕事の成果と認めるか、どこまでを仕事の実績と認めるかというのは、民間経営、公務、それぞれの苦労があると思えます。

そういう中で、我々としても、いかに職員にパフォーマンスよく働いていただけるか、それが県民サービスにいかにつながるかということが大事だと思いますので、お答えにな

っていないかもしれませんが、少しでも職員のパフォーマンスが上がるように、引き続き努力してまいりたいというふうに思います。

衛藤委員 さっきの島田部長のプレスルームをつくったら数億円という話に戻ってしまうんですけど、恐らくその論でいくと、ほかのところからの指摘を受けると思います。例えば、プレスルームをつくるのに5億円かかると。PFIをやれば10億円削減できると。それだったら何でPFIをやらないのかというように必ずなってきますので、そこはもう少し詰めた数字を出せる説明をしていただけるように、今すぐは無理だと理解していますので、将来的にはきちんとそういうような指摘を受けたときに答えられるようにしていただければという要望をお願いします。

島田総務部長 先ほど山本課長が答弁申し上げたように、PFIで効果が上がるのは、やはり収益性も高い施設だということがありますので、それとあわせての仮設建設費用とあわせて、今回、我々がとろうとしている選択肢のほうが合理的ではないかという考えがありますが、おっしゃるように、それをあわせてわかりやすく説明できるように、関係部と調整の上、お示しができるようにしたいと思います。

守永委員 佐々木委員に関連してなんですけれども、実際、働き方、特に時間外のそこにどういう状況にいるかという部分と超勤手当にそれが対応できているのかどうかという部分の、それは職員1人1人の意識の持ちようではあるんですけども、逆に、その意識の持ちようだからこそ、このぐらいのことじゃ出さなくていいかなということで闇超勤みたいな形になってしまっている部分もあるんじゃないかなと。

ただ、それを超勤として数えていかずに済ませておくと、翌日の業務で疲れがたまっただま能率が上がらないとか、結局、どれだけの時間をかけて県庁全体の業務が回っているんだ、運営できているんだというのがきちんと把握できないと、どこを削って、どこをふやさないかならぬかというのが見えにくくなるんですよ。

今、実際問題、そういう意識のばらつきというのは、まだ超勤の実質支給に移ってからも拭えない部分はあるんじゃないかなというふうに見えていますので、その辺の意識づけは意識をしていただきたいというふうに思いますし、全体がきちんと把握できてこそ、どこを手当てしていかさないかという本当に必要な合理化施策が打てるんじゃないかというふうに思いますので、それはぜひ意識をお願いしたいと思います。

以上、要望ということですが。

木田委員外議員 最近、知事さんもよく使われている筋肉質という言葉、今回のプランのほうにも使われておりますけど、その辺をはっきりわかるようにどこかで説明しておく必要があるんじゃないかなと。ここで言う筋肉質とはどう違うのかということで、筋肉質自体がどうかなと思うんですが、何かぜい肉があったような感じにも聞こえますし、そこは別にして、今までは、やはりこれまでの県の行革というのは人を中心にやってきて、人的な面では、給与を引き下げたり、退職手当を下げたり、人を減らして人員的に筋肉質になってきたとかいうイメージで使っていらっしやるんじゃないかなと思うので、これは予算・会計での筋肉質とはまた違うんでしょうけど、人的な筋肉質になって、組織的にも若干筋肉のつき方にばらつきがあるので、偏りがあるので、その辺を今回の行革を通じて考えていきたいというのが1つと、あと、財政的な、予算的な体質改善というか、そっちの筋肉質も取り組もうということになっているんじゃないかなと思うんですけど、その辺の

筋肉質の定義というか、説明をはっきりしていただいて、どこかで少し補足しておく必要があるんじゃないかなと思います。

今回、28年度から新しい予算要求方針も出すということで、ああ、こういうことをやっとなら始めるんだなというのも思ったんですけども、先ほどからちょっとプレスルーム等でも出ていますが、公共の調達方針を含め、調達方針というのも大分県でつくっていないのであれば、やはりそういった調達方針をつかって、その方針に基づいて今回のワールドカップの屋内スポーツ施設をつくるんだというような話にしていけば、県民からの信頼も得やすいと思うので、今回の手順とか国の要綱とかとか、調達方針が決められておるのであれば、ああいったことも起こらなかつたと思うんです。

民間調査であれば、そこが落ちるということは絶対ないので、そういう方針をもって公共調達という手順を持っていかないと必ずしもメリットが出ない側面も出てくると思うので、指定管理もそうなんですけど、こういう場合の調達方法はPFIでやるんだ、指定管理でやるんだというような方針をつくりながら進めていかないと、周りから信頼とか、コスト面での信頼も得られないと思うんですけど、もしそういう調達方針がないのであれば、今回、行革とかするのであれば、そういうのを予算体質の改善という筋肉質をやるというのであれば、そういったことも取り組んでみたらどうかと1つ思いましたので、それは要望ですけど。

もう1つは、筋肉質の説明というか、どこかで文言的に補足していかないと、今回の行革はこういう基本姿勢だということがわかりづらいかと思います。

大友財政課長 筋肉質という言い方の中で、今、お話がありましたように、義務的などころの経費をいかに抑えていくかということが1つあると思います。人件費の部分もありますし、公債費の部分も金利をいかに低くするかとかいうふうな経費の節減の部分があると思います。

それともう1つは、やはり仕事を進めていく中で、やはりコスト意識をしっかりと持たせるというのが必要だと思っています。例えば、コピーにしても、通常、単純に焼けば裏紙は使わないとか、民間だったらやっているのにやっていない部分があったりとかが非常にあると思います。そういったところの意識をしっかりと変えていくということもありますし、例えば、旅費にしてもそうですけど、そういうあり方を見直すことによって、16年当時と比べると、そういう部分の物件費のところというのはかなり落ちてきていると思います。そういった意味で、筋肉質にするという歳出の側から。

あわせて、歳入の側でどうするかということも、自分たちで使える財源、そこをしっかりと確保するという意味で、県税の部分であったりだとか、今回、出ている県有財産の利活用の部分、そういったところをしっかりとやっていく、そういったところも一つの筋肉質になるんじゃないかなと思っています。

そういったところをよく整理して、わかりやすくまた説明をするようにしていきたいと思っています。

木田議員 素案の8ページの下から3行目の筋肉質の体質というのが、もうちょっとはつきりするように、前段の上の段でいいと思うんですけど、行財政改革の必要性というところで若干補足するようにしておったほうがいいんじゃないかなと思って。これまでの取り組みでこういった筋肉質になったということを入れておいたほうが、今回の視点というの

がはっきりしていくんじゃないかなと思います。

嶋委員長 まだまだご質疑もあると思いますが、この辺で今日の委員会で終わりたいと思います。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕〕

嶋委員長 別のないようでありますので、これで終わります。

執行部は、お疲れさまでした。

〔総務部、委員外議員退室〕

嶋委員長 閉会中における本委員会の所管事務調査について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり各事項について、閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕〕

嶋委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕〕

嶋委員長 別のないようでありますので、これをもちまして本日の委員会を終わります。お疲れさまでございました。